

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年7月25日（平成30年（行情）諮問第313号）

答申日：平成31年2月5日（平成30年度（行情）答申第408号）

事件名：「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」の概要が分かる文書の開示決定に関する件  
（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『an upgraded Bilateral Planning Mechanism』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）の概要（正式名称，構成員，設立年月日等）について分かる文書。※開示対象文書は特定開示請求番号と同じ。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙の1に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，別紙の2に掲げる文書を特定し，更に該当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年6月1日付け情報公開第01091号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

テーマの重要性を鑑みると特定された文書が少ないので，他にも文書が存在するものと思われる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は，平成28年5月2日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『an upgraded Bilateral Planning Mechanism』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）の概要（正式名称，構成員，設立年月日等）について分かる文書。※開示対象文書は特定開示請求番号と同じ。」に対し，別紙の1に掲げる2文書を対象文書として特定の上，いずれも開示とする原処分を行った（平成28年6月1日付け情報公開第01091号）。

これに対し，審査請求人は，平成28年6月6日付けで原処分について，

対象文書の特定方法を不服とし、原処分を取消しを求める審査請求を行った。

## 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の1に掲げる文書1及び文書2である。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「テーマの重要性を鑑みると特定された文書が少ないので、他にも文書が存在するものと思われる」として、原処分を取消しを求めている。
- (2) 過去に同一請求者から同一内容の開示請求が行われ（特定年月日付け、特定開示請求番号。以下「先行開示請求」という。）、該当文書がないことを理由に「不開示（不存在）」決定を行ったところ、異議申立てがなされた前例があるが、その際には原処分妥当との答申が交付されている（平成28年5月19日付け平成28年度（行情）答申第64号）。
- (3) 外務省は、本件開示請求を受け、先行開示請求受付以降、新たに作成・取得した文書の有無の確認を含め、対象文書の探索を入念に行った上で、請求内容に合致した2文書を特定し開示決定を行っており、決定内容は不自然なものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

## 4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月11日 審議
- ④ 平成31年2月1日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分により別紙の1に掲げる2文書（本件対象文書）を開示する旨を決定した。

審査請求人は、他にも文書が存在するものと思われる旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し全部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、文書1には、共同計画策定メカニズム（以下「BPM」という。）等の構成について

の説明が、また、文書2には、BPM等の設置が合意された会合名及びその開催年月日等がそれぞれ記載されていることが認められる。

この点に関連して、本件開示請求文言とBPMとの関係及びBPMに関するより包括的な概要が記載された文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」とは、本件対象文書に記載のある共同計画策定メカニズム（BPM）を指している。

イ 本件開示請求は先行開示請求と同旨であるが、先行開示請求については、これを受け付けた時点で開示請求の対象となる文書を保有していなかったため、文書不存在により不開示との決定を行った。

ウ 本件開示請求を受け、先行開示請求日から本件開示請求日までの間に作成・取得した文書を探索した結果、文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、いずれも開示とする原処分を行った。他方で、本件開示請求に関連した別件の開示請求を受けて探索していたところ、本件対象文書の外に本件対象文書に該当すると思われる1文書を保有していることを確認した。

(2) 諮問庁から、上記(1)ウにおいて保有が確認された文書（別紙の2に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、BPMの概要に関する一般的な説明が記載されていると認められることから、当該文書も本件請求文書に該当するものと認められる。

したがって、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の2に掲げる文書を新たに特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年2か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると

判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

### 1 本件対象文書

文書1 同盟調整メカニズム（ACM）及び共同計画策定メカニズム（BPM）の設置

文書2 日米安全保障体制について

### 2 新たに特定すべき文書

「同盟調整メカニズム（ACM）・共同計画策定メカニズム（BPM）の設置について 平成27年11月」との記載がある文書